

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に採用され、平成〇年〇月〇日、B市所在の会社B支店において、支店長として、営業、決算、見積書作成、統括業務に従事していた。

請求人によれば、被災者は前支店長との引継ぎが不十分であったことや慣れない業務のために長時間労働を強いられていたという。

被災者は、平成〇年〇月〇日、被災者所有の自動車内で死亡しているところを警察官に発見された。死体検案書によると、「死亡したとき：平成〇年〇月〇日頃、直接死因：一酸化炭素中毒、死因の種類：自殺」であった。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に発病した精神障害の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、被災者の受診・治療歴等を踏まえ、「被災者に現れた精神障害は、ICD-10診断ガイドラインに照らして、「F32 うつ病エピソード」と診断するのが適当であろう。被災者は、平成〇年〇月からC病院にて、うつ病の治療を受けていたが、平成〇年〇月にBへ転勤となり、D病院に転医している。D病院の主治医は、『平成〇年〇月〇日受診時には、仕事を抱え込み休日にも出勤するようになっていた。この負担から病状は悪化傾向で退職を考えるなど、追い込まれつつあった。』と意見書に記載しており、症状悪化の時期については平成〇年〇月上旬頃と判断するのが妥当であろう。」と述べている。

上記専門部会の意見の趣旨は、被災者は少なくとも平成〇年〇月には、ICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」を発病しており、継続して治療を受けていたところ、転勤後の平成〇年〇月上旬頃、症状が悪化したというものであり、当審査会としても、被災者の症状の推移に鑑みると、同意見は妥当であると判断する。

したがって、当審査会としては、被災者は、少なくとも、平成〇年〇月にはICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病し、B支店に異動後の平成〇年〇月上旬に、症状が悪

化したものと判断する。

なお、請求代理人は、「少なくともBに転勤した時点では、治療が必要な状態であったとは認められない。」旨主張するが、E医師作成の平成〇年〇月〇日付け意見書及び被災者に係る診療歴をみると、平成〇年〇月〇日、同医師に受診した際、被災者は引き続き投薬を受けていたことが確認できる。また、同医師は、上記意見書において「御本人の希望にて診療情報提供書1通作成。抑うつ薬等の薬物療法にて若干の症状改善は見られていたが、薬効は得られず、治療効果も限局的であり、『寛解』とは言い難い状況であった。」旨述べている。さらに、B支店への転勤後、同年〇月〇日に被災者が受診したF医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「患者は初診時、転勤後引継ぎがなく仕事が回らないという悲観的思考や、不安、不眠といった症状を訴えており、うつ病の症状と判断していた。症状が続いており寛解とは判断できない。」と述べており、被災者は、B支店に転勤した時点においても、引き続き治療を必要とする状態にあったものと判断することが相当である。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものであると考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 認定基準によれば、認定基準別表1の「特別な出来事」に該当する出来事があり、その後おおむね6か月間以内に対象疾病が自然経過を超えて著しく悪化したと医学的に認められる場合には、「特別な出来事」による心理的負荷が悪化の原因であると推認し、悪化した部分について業務上疾病として取り扱うこととされていることから、検討すると、次のとおりである。

ア 極度の長時間労働

(ア) 被災者の時間外労働時間の認定に関し、請求人らは、「客観性が明らかな出勤簿及びパソコンの使用履歴のほか、それらと相当程度整合し、信憑性が認められる被災者の手帳をも考慮すれば、1か月当たりの時間外労働時間が160時間を超えるものであったと認められる。」と主張している。

この点、確かに、被災者の手帳には時間の記載がみられるが、本件における一切の資料を精査するも、同手帳に記載された時間がいかなる意味を

有するものであるかは明らかでなく、請求人も、平成〇年〇月〇日付け聴取書において、「夫が残した手帳には時間が細かく書いていますが、夫がBにいた時のことは私にもわかりませんので、この時間が実際に仕事をしてきた時間かどうかは何とも言えません。」と述べており、同年〇月〇日付け申立書には、「実際には、B支店で、会社内のパソコンを立ち上げ、シャットダウンした時間が就労時間です。」と記載している。また、この点について、前任者Gは、「初めて行う業務などで、見積もり作成等時間がかかることはあったが、〇月から〇月は閑散期でもあり、160時間もの残業をするほどの業務量があるとは思えない。」旨述べている。さらに、本件の一件記録からは、被災者が行ったとする時間外労働及び休日労働の多くについて、使用者の指揮命令下にあったとみることにしても疑念が残るところである。以上のことからすると、当審査会としても、被災者の手帳に記載がみられる時間をもって、被災者の時間外労働時間であると認定することは適当でない判断する。

(イ) そうすると、被災者の時間外労働時間は、請求人も認めている出勤簿及びパソコンの使用履歴により算出することが適当であると考えられるところ、当審査会としても、決定書理由第2の2の(2)のイの(ウ)に説示する被災者の時間外労働時間の認定は妥当であると判断する。

(ウ) 被災者の本件疾病悪化直前の1か月間における時間外労働時間は、上記決定書の説示のとおり、パソコンの起動時刻又は出勤簿の出勤時刻のうち早い時刻を始業時刻とし、パソコンの終了時刻又は出勤簿の退社時刻のうち遅い時刻を終業時刻とした上で、休憩時間を1時間として計算した場合においても114時間であり、認定基準別表1の「特別な出来事」の類型に示されている「極度の長時間労働」には該当しない。

イ 心理的負荷が極度のもの

本件における一切の資料を精査するも、被災者の本件疾病の悪化前おおむね6か月間において、認定基準別表1の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」に該当する出来事は見受けられない。

(4) 以上のことから、被災者には、認定基準別表1の「特別な出来事」は認められず、したがって、業務による心理的負荷が主要な原因となって本件疾病が悪化し、自殺に至ったものとは認められない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。